

社会福祉法人 善光寺大本願福祉会

指定介護老人福祉施設

大本願ユートピアわかほ 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人善光寺大本願福祉会が開設する指定介護老人福祉施設大本願ユートピアわかほ（以下「施設」という。）が実施する施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいた、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができるなどを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。

- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 入所者の心身の状況やその置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合には、入所者及びその家族の希望、退所後に置かれこととなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 大本願ユートピアわかほ（指定介護老人福祉施設）
- (2) 所在地 長野市若穂綿内4429番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 指定介護老人福祉施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
医師は、入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、その職種に必要な資格（社会福祉士・社会福祉主事等）を有し、入所者、又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他援助を行う。

(4) 介護職員 20名以上

介護職員は、その職種に必要な資格（認知症介護基礎研修・介護福祉士等）を有し、入所者ごとの心身の状況に応じた日常生活上の世話（介護）を適切に行う。

(5) 看護職員 2名以上

看護職員は、その職種に必要な資格（看護師・准看護師等）を有し、入所者ごとの心身の状況に応じた療養生活上の世話（看護）を適切に行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、その職種に必要な資格（理学療法士・作業療法士等）を有し、入所者ごとの心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、その資格を有し、入所者ごとの栄養状態を把握し、入所者に応じた栄養管理を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、その資格を有し、入所者ごとの心身状態や生活歴を把握し、家族や各職種と連携して入所者に応じた施設サービス計画を作成する。又、P D C A サイクルにより入所者に適した施設サービス計画になるよう適切に見直しを行う。

(9) 事務職員 2名以上

事務職員は、指定介護老人福祉施設の必要な事務を行う。

(10) 用務員 1名以上（常勤）

用務員は、指定介護老人福祉施設の清掃等の業務を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、50名とする。

(サービス提供にあたっての方針)

第6条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。

- 2 サービスの提供にあたっては、計画担当介護支援専門員が作成する施設サービス計画に基づいて、要介護度状態の軽減又は重度化の防止に資するよう行う。なお、施設サービス計画については、その原案について入所者及びその家族に対して説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 4 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
- 5 退所にあたっては、心身の状況や環境等を勘案し、指定居宅介護支援事業者や保健医療福祉サービス提供者等との連携に努め、必要な援助を行う。
- 6 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めるものとする。又、協力歯科医療機関についても定めておくものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 居住費・食費は、介護保険負担限度額認定の額とする。負担限度額認定が非該当（第4段階）の場合、基準費用額とする。
- 3 入所者が選定する特別な居室については、次の費用を徴収する。

特別な個室	1,000 円／日
-------	-----------
- 4 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用実費
- 5 理容代 実費
- 6 美容代 実費
- 7 上記2、3、4、5、6に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者、又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について資料を提示し説明を行い、入所者の同意を得る。
- 8 その他、日常生活で係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者、又はその家族に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第8条 サービスの内容は次の通りとする。

- 指定介護老人福祉施設のサービス提供に当たっては、入所者の自立支援を基本とし、心身の状況及び家庭環境等に応じ、日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 入所にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して処遇上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - 3 介護は、入所者の心身の状況に応じて適切な技術により行い、1週間に2回以上は入浴又は清拭を行う。
 - 4 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
 - 5 感染症の発生や感染症が蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
 - 6 入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行い、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツについては適切に交換するものとする。
 - 7 管理栄養士により、入所者に適正な栄養ケアを効果的に提供できるように関連職員の連絡調整を行うとともに、入所者ごとに栄養状態をアセスメントし、栄養ケア計画を作成し、成果を定期的に評価する。
 - 8 入所者に対しては、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
 - 9 入所者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第9条 施設の従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た入所者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 入所者の個人情報を、施設サービス計画策定会議及び他施設や医療機関への入所、入院する場合について資料として用いる場合、入所者、家族へ説明し同意を得ます。

(苦情処理)

第 10 条 提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第 23 条の規程による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会か行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規程による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第 11 条 入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 非常災害に際しては、消防法施行規則第 3 条の規定による消防計画等により対処することとし、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期することとする。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画、及び風水害・地震・土砂災害等の自然災害に対処する業務継続計画（BCP）等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 始業時、就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会いを行う。
- (3) 非常災害の設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が生じた場合は、被害を最小限度に留めるため、自衛消防を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練・業務継続訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難） 年 2 回以上
 - ② 入所者を含めた総合訓練 年 2 回以上
 - ③ 業務継続訓練（BCP シミュレーション） 年 2 回
 - ④ 非常災害用設備の使用方法の徹底 隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 入所者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 入所者に対するサービスの提供により、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行い、損害賠償を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者（虐待防止責任者・虐待受付担当者）の選任
 - (2) 高齢者虐待防止に関する指針を整備し、従業者に周知すること。
 - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施すること。
 - (4) 入所者に対する虐待の防止のための対策を検討するための虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、施設介護サービスの提供に当たり、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第15条 事業所は感染症の発生及び蔓延を防止するため、及び感染症等が事業所内に発生した場合においても業務が継続できるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症予防対策委員会を3月に1回以上開催するとともに、感染症等の蔓延の防止に関する職員研修（年2回）及び訓練シミュレーション（年2回）実施すること。
- (2) 感染症・食中毒予防・蔓延防止に関する指針を整備し、従業者に周知すること。
- (3) 事業所内に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合においても業務が継続できるよう、感染症等に関する業務継続計画（BCP）を策定し、従業者に周知すること。

(身体拘束等の適正化のための対策)

第16条 事業所は入所者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束又は入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様や時間及び期間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に周知すること。

(施設入所に当たっての留意事項)

第17条 入所者がサービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 入所時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解した上でサービスを受けるものとする。
- (2) 施設内の器具・設備の使用については、施設職員の指示に従うものとし、器具の破損等については十分注意する。
- (3) 施設内に、危険物等、他の入所者の迷惑となるような行為については行わないものとする。
- (4) 施設における日課を守るとともに、他の入所者の迷惑となるような行為については、行わないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年 2回
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人善光寺大本願福祉会理事長と施設の管理者の協議により定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。